



金沢市公報

第2475号

平成17年(2005年)3月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	開発行為に関する工事の完了について	
告示		(建築指導課)	4
地縁による団体の認可について (市民参画課)	1	金沢市農用地利用集積計画を定めたことにつ	
地縁による団体の告示された事項の変更につ		いて (農業委員会事務局)	5
いて (")	2	選挙管理委員会告示	
金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条		選挙人名簿から抹消した者について	
例の規定に基づく届出のあった個人情報ファ		(選挙管理委員会)	5
イルについて (広報広聴課)	2	公営企業告示	
住民票の職権消除について (市民課)	2	金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位	
市道の区域の変更について (生活道路整備課)	2	料金の算定について (経営企画課)	5
道路の供用の開始について (")	3	金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく	
昭和50年告示第2号 (金沢市収納代理金融機		調整単位料金の算定について (")	5
関について)の一部改正について(会計課)	3	金沢市特定ガス供給条例の規定に基づく調整	
昭和52年告示第82号 (金沢市収納取扱金融機		単位料金の算定について (")	7
関について)の一部改正について(")	3	昭和50年公営企業告示第2号 (収納取扱金融	
公 告		機関について)の一部改正について	
金沢市農業振興地域整備計画のうち農用地利		(企業総務課)	7
用計画の変更案の縦覧について (農林総務課)	4		

告 示

●金沢市告示第42号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年3月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 名称
二俣町会
- 2 規約に定める目的
この会は、その地域の住民相互の親睦、連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び発展に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域
二俣町全域
- 4 事務所
金沢市二俣町6字14番9
- 5 代表者の氏名及び住所
此見 勇
金沢市二俣町ナ22番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無

なし

- 8 規約に定めた解散の事由
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日
平成17年3月1日

●金沢市告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年3月1日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大河端町町会	代表者の氏名 及 び 住 所	下野 勘一郎 金沢市大河端町二四番地	八十嶋 淳一 金沢市大河端町ホ51番地	平成17年 1月16日

●金沢市告示第44号

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）第21条第1項の規定による届出のあった個人情報ファイルについて、同条例第22条の規定により、次のとおり告示します。

平成17年3月1日

金沢市長 山 出 保

新たに作成し、又は取得した個人情報ファイル

番号	名 称	利 用 目 的	収集方法	収集対象者の範囲	記 録 項 目
1	測量成果等使用承認申請書	土木関連工事等の設計 図書の作成等	本人から	申請者	氏名、住所及び電話番号
2	地区計画の決定に関する同意書	土地利用対策	本人から	地権者	氏名、住所及び財産状況
3	まちづくり条例(届出書)	土地利用対策	本人から	届出者及びその代理人	氏名、住所、電話番号及び財産状況
4	まちづくり協定締結	土地利用対策	本人から	地元住民等	氏名、住所、電話番号及び財産状況

●金沢市告示第45号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成17年2月17日に職権で削除したので、同条第4項の規定により告示します。

平成17年3月1日

金沢市長 山 出 保

住 所	氏 名	性別	生年月日
金沢市畝田中1丁目86番地	西 島 正 雄	男	昭和8年9月20日
金沢市長町3丁目10番24号	大 河 慶 夫	男	昭和9年2月3日
金沢市神谷内町90番地	柳 瀬 省 三	男	昭和14年8月5日
金沢市森山1丁目21番8号	高 崎 由 光	男	昭和13年3月20日

●金沢市告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木部生活道路整備課において平成17年3月1日から同月15日まで一般の縦覧に供

します。

平成17年3月1日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)	
一般市道	準幹線555号金沢駅線	本町2丁目	798番 先から	旧	22.6~51.9	235
		此花町	344番 先まで	新	22.6~51.9	235

●金沢市告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木部生活道路整備課において平成17年3月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成17年3月1日

金沢市長 山 出 保

路線名	区 間	供用開始日
準幹線555号金沢駅線	本町2丁目	平成17年3月1日
	此花町	
駅北線1号	金沢駅北土地区画整理事業地内 1街区	"
	金沢駅北土地区画整理事業地内 4街区	

●金沢市告示第48号

昭和50年告示第2号（金沢市収納代理金融機関について）の一部を次のように改正し、平成17年3月22日から効力を有するものとします。

平成17年3月1日

金沢市長 山 出 保

表中

金沢中央農業協同組合	金沢市入江1丁目1番地	金沢市内に所在する本、支店	本店	を
大野信用組合	金沢市大野4丁目163番地	金沢市内に所在する本、支店	本店	

金沢中央農業協同組合	金沢市入江1丁目1番地	金沢市内に所在する本、支店	本店	に改
------------	-------------	---------------	----	----

める。

●金沢市告示第49号

昭和52年告示第82号（金沢市収納取扱金融機関について）の一部を次のように改正し、平成17年3月22日から効力を有するものとします。

平成17年3月1日

金沢市長 山 出 保

表中

金沢中央農業協同組合	金沢市入江1丁目1番地	金沢市内に所在する本、支店	本店	を
大野信用組合	金沢市大野4丁目163番地	金沢市内に所在する本、支店	本店	

金沢中央農業協同組合	金沢市入江1丁目1番地	金沢市内に所在する本、支店	本店	に改
------------	-------------	---------------	----	----

める。

公 告

金沢市農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該金沢市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農用地利用計画の変更に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、平成17年3月31日の翌日から起算して15日以内に、本市にこれを申し出ることができます。

平成17年3月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 縦覧期間
平成17年3月1日から同月31日まで
- 2 縦覧場所
金沢市農林部農林総務課

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成17年3月1日

金沢市長 山 出 保

1

開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市西泉1丁目61番	金沢市平和町3丁目21番25号 下村 善孝
金沢市近岡町268番1	金沢市近岡町485番地 前川 幸一
金沢市寺中町へ48番	金沢市桂町二50番地 村上 松雄
金沢市大浦町ヲ79番4	金沢市大浦町へ205番地 番作 外志雄 番作 嘉代
金沢市福久町ヲ26番1	金沢市山の上町8番9号 宮村 正虎

2

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市小坂町北158番3、158番7から158番15まで及び159番3の一部	道路 金沢市小坂町北158番3及び159番3の一部	金沢市間明町2丁目194番地 有限会社 東山地所 代表取締役 荒矢 勇三
金沢市畝田西4丁目68番6及び68番15から68番18まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市畝田西4丁目68番6及び金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市入江2丁目180番地 株式会社 土井 代表取締役 西谷 英季
金沢市諸江町中丁91番2及び91番24から91番29まで、金沢市道の一部並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市諸江町中丁91番2、金沢市道の一部及び金沢市所管の法定外公共物の一部	小松市桜木町133番地1 篠岡建設株式会社 代表取締役 篠岡 沁一郎
金沢市普正寺町参字57番1及び57番3	道路 金沢市普正寺町参字57番3	金沢市普正寺町壺の15番地 中島 鋼宗

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成17年3月1日

金沢市長 山 出 保

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、金沢市野町1丁目1番23号 ^{やまくち}山口 ^{あきこ}亜希子 ほか994人を選挙人名簿から抹消しました。

平成17年3月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第5号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年3月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

1 平成16年7月1日から同年12月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化プロパン平均価格 44,160円
- (2) 1トン当たり液化ブタン平均価格 45,250円
- (3) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 30,330円
- (4) 1トン当たり平均原料価格 39,120円

2 原料価格変動額 7,300円

算式 39,120円（1トン当たり平均原料価格） - 31,740円（1トン当たり基準平均原料価格） = 7,300円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 7,300円（原料価格変動額） / 100円 × 0.095円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に6.93円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。

4 平成17年4月1日から同年9月30日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が25立方メートルまでの場合)	620円	194円40銭
B表 (1箇月の使用量が25立方メートルを超え 250立方メートルまでの場合)	900円	183円20銭
C表 (1箇月の使用量が250立方メートルを超える場合)	2,550円	176円60銭

●金沢市公営企業告示第6号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定した

ので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年3月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群及び瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成16年7月1日から同年12月31日までの平均原料価格

1トン当たり 44,160円

- (2) 原料価格変動額 12,900円

算式 44,160円(1トン当たり平均原料価格) - 31,260円(1トン当たり基準平均原料価格) = 12,900円(100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 12,900円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に26.31円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。

- (4) 平成17年4月1日から同年9月30日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	358円91銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	349円81銭

2 南森本供給地点群

- (1) 平成16年7月1日から同年12月31日までの平均原料価格

1トン当たり 33,470円(条例第20条の3第2項第1号に規定する算式により算定した金額は、44,160円となるが、同号イに規定する33,470円以上の金額となるため、同号の規定により33,470円とする。)

- (2) 原料価格変動額 12,500円

算式 33,470円(1トン当たり平均原料価格) - 20,920円(1トン当たり基準平均原料価格) = 12,500円(100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 12,500円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に25.50円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。

- (4) 平成17年4月1日から同年9月30日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	338円57銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	329円47銭

3 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成16年7月1日から同年12月31日までの平均原料価格

1トン当たり 44,160円

- (2) 原料価格変動額 12,800円

算式 44,160円(1トン当たり平均原料価格) - 31,350円(1トン当たり基準平均原料価格) = 12,800円(100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 12,800円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に26.11円を加算した額になります (小数点第3位以下切捨て)。

(4) 平成17年4月1日から同年9月30日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	416円 3銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	406円93銭

●金沢市公営企業告示第7号

金沢市特定ガス供給条例 (平成14年条例第58号) 第23条第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年3月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

1 平成16年7月1日から同年12月31日までの平均原料価格

1トン当たり 44,160円

2 原料価格変動額 12,900円

算式 44,160円 (1トン当たり平均原料価格) - 31,260円 (1トン当たり基準平均原料価格) = 12,900円 (100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 12,900円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に26.31円を加算した額になります (小数点第3位以下切捨て)。

4 平成17年4月1日から同年9月30日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	358円91銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	349円81銭

●金沢市公営企業告示第8号

昭和50年公営企業告示第2号 (収納取扱金融機関について) の一部を次のように改正し、平成17年3月22日から効力を有するものとします。

平成17年3月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

表中

金沢中央農業協同組合	金沢市入江1丁目1番地	金沢市内に所在する本、支店。ただし、磁気テープ又はデータの伝送による口座振替の場合は、全国に所在する本、支店	本店
大野信用組合	金沢市大野町4丁目163番地	金沢市内に所在する本、支店。ただし、磁気テープ又はデータの伝送による口座振替の場合は、全国に所在する本、支店	本店

を

金沢中央農業協同組合	金沢市入江1丁目1番地	金沢市内に所在する本、支店。ただし、磁気テープ又はデータの伝送による口座振替の場合は、全国に所在する本、支店	本店
------------	-------------	--	----

に改

める。

●正 誤

平成13年3月30日付け金沢市公報号外第11号の18

頁	箇 所	誤	正
14	上から7行目	補償費	報償費

平成17年(2005年)3月1日 印刷	発行人	金 沢 市
平成17年(2005年)3月1日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
	印刷者	前 川 稔
定価 100円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉銚4丁目166番地
		石川県金沢市玉銚4丁目166番地